

## （1）平成29年度の事業実施状況

### A 観光地としての受け入れ基盤の整備

#### ・温泉宿泊施設の利活用処分方針に基づく検討

温泉施設等利活用にかかる研修として、7月26日、群馬県藤岡市を視察し、市内にある桜山温泉センターを民間へ売却した経緯や手続き関係について研修を行ってきました。また、利活用計画の募集方法について検討し、募集要項の素案を作成した。

#### ・空き店舗等のデータベース整備

平成29年4月から「会津美里町住まいのバンク」の運用を開始した。

1月末現在：物件19件登録、利用登録者27名（うち成約済み3件、交渉中4件）

#### ・空き店舗等活用の助成制度運用・拡充

会津美里町活力ある商店街等支援事業補助制度の実施（実績なし）

#### ・空き店舗等の活用促進に向けた検討調査、支援制度の整備

空き店舗等の所有者調査及び意向調査を実施中（54件中31件（商店街地域対象））

#### ・特定創業支援事業の実施

第7回あいづしんくみ創業塾の開催（平成29年4月12日～平成29年5月24日）

第8回あいづしんくみ創業塾の開催（平成29年10月13日～平成29年11月29日）

創業支援セミナーの開催（平成30年1月20日～平成30年2月24日）

#### ・創業支援の助成制度等の実施

会津美里町創業等支援事業補助制度の実施（実績なし）

創業者等を対象とした中小企業振興資金融資制度及び利子補給制度の実施（実績なし）

#### ・リノベーションまちづくり意見交換会の開催（平成29年11月13日、平成30年2月7日）

#### ・民泊制度運営システム導入に係る通信環境整備（システム試用開始予定 平成30年2月下旬～）

### B 着地型観光の確立

#### ・ふるさと便の検討・販売

平成29年8月31日より、会津本郷焼の6窯元12商品が体験型ギフトとしてカタログ搭載が開始となった。（平成29年11月14日より7窯元14商品）

また、体験を含む45品目（18事業所）のWEBカタログを作成中であり、2月末日完成予定。

#### ・旅行エージェント訪問

平成29年5月30日に首都圏の旅行会社2社4事業部を訪問し、パンフレット等を持ち寄り、観光素材のPRと売り込みを行なった。その結果、左下り観音、龍興寺、新鶴温泉を含んだツアーなどの旅行商品の造成につながった。

《訪問先エージェント》2社4事業部

- ・JTB メディア
- ・クラブツーリズム地域交流部
- ・クラブツーリズム第二国内旅行センター
- ・クラブツーリズム首都圏第一バス

## C 観光まちづくりの推進

### ・観光地づくりアドバイザー派遣事業の申請

DMO の設立・展開に向けて、今年度予定している DMO の基本戦略や運営方針の検討をするにあたり、福島県で実施している「観光地づくりアドバイザー派遣事業」を活用し、近畿大学経営学部教授の高橋一夫先生を講師に招き、講演会等を実施。

第1回 平成 29 年 10 月 6 日(金)

演題「DMO と観光による地域の活性化」参加者 14 名

第2回 平成 29 年 11 月 30 日(木)

演題「DMO の機能とマネジメント」参加者 25 名

第3回 平成 30 年 3 月 19 日(月)実施予定

### ・あいづみさと観光百人衆の募集及び人材育成の実施

観光百人衆の具体化に向けて、募集チラシを作成し、観光協会が窓口となり募集を開始した。申込者には登録バッジと登録証を配布。2 月 1 日現在 35 名登録。活動するにあたり、情報発信の活用術を身につけてもらうため、セミナーやワークショップを開催し、あいづみさと観光百人衆の人材育成を行った。

第1回セミナー 平成 29 年 9 月 10 日(日)開催 於：会津美里町公民館

講師：東京都 編集者 影山裕樹氏

演題「ローカルメディアのつくりかた」

参加者 26 名

第2回セミナー 平成 29 年 11 月 23 日(木)開催 於：会津美里町役場本郷庁舎

講師：大阪府枚方市 株式会社 morondo 代表取締役 原田一博氏

演題「ローカルメディアの届け方、続け方」

参加者 32 名

第1回ワークショップ 平成 29 年 10 月 15 日(日)開催 於：ほっとぴあ新鶴

テーマ「会津美里町のローカルメディア・コンテンツを考える伝えたい

100 のことから見る大切な 10 のこと」

参加者 7 名

第2回ワークショップ 平成 29 年 10 月 15 日(日)開催 於：ほっとぴあ新鶴

テーマ「知っておきたい撮影と執筆のコツ」

参加者 10 名

第3回ワークショップ 平成 29 年 11 月 23 日(木)開催 於：会津美里町役場本郷庁舎

テーマ「このまちだから、見て欲しいもの 1」

参加者 7 名

第4回ワークショップ 平成 30 年 1 月 19 日(金)開催 於：会津美里町役場本郷庁舎

テーマ「このまちだから、見て欲しいもの 2」

参加者 12 名

第5回ワークショップ 平成 30 年 2 月 2 日(金)開催 於：会津美里町役場本郷庁舎

テーマ「このまちだから、見て欲しいもの 3」

参加者 7 名

#### ・Wi-Fi 整備

今年度は 2 箇所増設し、雀林観光休憩所周辺及びふるさと観光物産館周辺において利用可能となった。平成 29 年 10 月より使用開始。(計 7 箇所設置)

### D 地域連携による観光事業の拡大

#### ・デジタル DMO による広域連携事業の展開

昨年度に引き続き、台湾、中国、アメリカ、オーストラリアの 4 カ国にターゲットを絞り、「VISIT AIZU」にて情報発信を行っている。基本的な枠組みは、会津に関する情報の認知拡大に繋げるための「定常プロモーション」、及び誘客までのアクションに繋げることを目的とした「注力プロモーション」の 2 本。

定常プロモーションでは、7 月から 3 月までの通年対応で台湾とオーストラリアに向けてフェイスブックやグーグルのバナー広告及びリスティング広告を開始した。また、特に 7 月には中国、10 月にはアメリカに対して、スポット的にバナー広告を仕掛けた。中国とアメリカについては 3 月にもスポット広告を実施する予定。

注力プロモーションでは、日本の地域観光に興味を持つ日本通な台湾人への訴求を図るため、影響力のある台湾のクリエイター達に会津 7 市町村を訪ね歩いてもらい、地域の人々との交流の模様について取材を行い、プロモーション動画を作成した。

#### ・インバウンド誘致に向けた旅行会社への PR

平成 29 年 8 月 2 日に首都圏のランドオペレーター 4 社を訪問した。インバウンド向けの商品造成に向けて、町の観光素材の売り込み及び各国のインバウンド需要に関する動向調査を行ってきた。陶芸体験を始めとした体験ものがポイントとなり、信仰心が高い国（台湾）には、寺社仏閣は十分な素材となった。また、花や雪などの自然風景に关心が高い。9 月にトラベルマート及び 12 月のベトナム旅行会社への売り込みの商材に本町の観光素材を加えてもらうことができた。

##### 《訪問先ランドオペレーター》

- |            |               |
|------------|---------------|
| ・農協観光国際交流課 | ・ジャパンドリームツアーズ |
| ・東部トップツアーズ | ・ジーリー（ラーチーゴー） |

#### ・Wi-Fi 整備（再掲）

今年度は 2 箇所増設し、雀林観光休憩所周辺及びふるさと観光物産館周辺において利用可能となった。平成 29 年 10 月より使用開始。(計 7 箇所設置)

## （2）平成30年度実施予定事業

### A 観光地としての受け入れ基盤の整備

#### ・温泉宿泊施設の利活用処分方針に基づく検討

温泉施設等の不動産鑑定を実施して基準となる価格を調査し、利活用計画募集を開始する。

#### ・空き店舗等のデータベース整備

平成29年4月から「会津美里町住まいのバンク」の運用

#### ・空き店舗等活用の助成制度運用

会津美里町活力ある商店街等支援事業補助制度の実施

#### ・空き店舗等の活用促進に向けた検討調査、支援制度の整備

空き店舗等の所有者調査及び意向調査の実施

#### ・特定創業支援事業の実施

あいづしんくみ創業塾の開催予定

創業支援セミナーの開催

#### ・創業支援の助成制度等の実施

会津美里町創業等支援事業補助制度の実施

創業者等を対象とした中小企業振興資金融資制度及び利子補給制度の実施

#### ・まち歩き及び資源活用に向けたアイディア出しワークショップと具体的な実効性を検証するための社会実験の企画・立案の実施

#### ・民泊制度運営システム導入による民泊届出状況の把握

### B 着地型観光の確立

#### ・ふるさと便の販売

作成したWEBカタログにより本格的に販売を開始する。

#### ・旅行エージェント訪問

引き続き、首都圏及び近県（宮城県仙台市を予定）の旅行エージェントを訪問し、本町への誘客に向けて、観光素材を売り込み、旅行商品造成につなげる。

### C 観光まちづくりの推進

#### ・外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度の活用

DMOの設立・展開に向けて、DMOの基本戦略や運営方針の検討を行うにあたり、外部専門家よりアドバイスをいただく。また、観光に関わる事業者への研修会等を予定。（延べ6回を予定）

#### ・あいづみさと観光百人衆の会員拡大及び人材育成の継続実施

前年度は、あいづみさと観光百人衆の会員募集及び人材育成に取り組んだので、次年度においても会員の拡大及び前年度の内容を発展させた人材育成（セミナー・ワークショップの開催）に取り組み、本格的に情報発信していく。

・写真コンテストの実施

情報発信及び誘客につなげる観点から、福島県の秋・冬観光キャンペーン特別企画に参加し、アクションプランで計画されている写真コンテスト（インスタグラムを活用）を開催する。

**D 地域連携による観光事業の拡大**

・デジタル DMO による広域連携事業の展開

昨年度に引き続き、「VISIT AIZU」にて会津地域の情報発信を実施する。

平成 30 年度は中期 3 か年計画の最終年度であり、立ち上げ時の目的・目標の達成が重要となるため、これまで計画を進めて来た中で出た意見や課題を反映させ、デジタル DMO 運営体制の強化・コンテンツとアクセスの強化・訪日誘導強化と対象国拡大・マーケティングインフラの整備という大きく 4 つに分けた視点から計画の見直しを図り事業を実施していく。

・インバウンド誘致に向けた旅行会社への PR

引き続き、ランドオペレーターを訪問し、訪日外国人旅行客を誘致するため、外国人が好みそうな素材を売り込み、旅行商品造成につなげる。

・インバウンドを対象とした祈りと食の体験モニターツアー

欧米系(予定)のブロガーを招致し、2 泊 3 日で町内の宿泊施設に滞在してもらい、陶芸体験や座禅体験、郷土料理などを提供し、SNS を通して本町の魅力を海外に発信してもらうことで、訪日外国人旅行客の誘致につなげる。

### (3) その他

#### ○観光まちづくり推進協議会の委員の任期について

- ・現在の要綱では、任期 1 年
- ・アクションプランの計画期間 平成 32 年度まで

(提案 1)

任期を 3 年とする (平成 30 年度から平成 32 年度まで)

(提案 2)

任期を 2 年とする (平成 30 年度から平成 31 年度まで)

※平成 32 年度は、次期のアクションプラン作成協議に入るため、年 5 回程度  
開催予定。

#### ○その他

○会津美里町観光まちづくり推進協議会設置要綱

平成28年4月1日

告示第108号

(設置)

第1条 会津美里町観光まちづくり推進事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び会津美里町観光振興計画(以下「振興計画」という。)に基づく取組みを実行するため、会津美里町観光まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に掲げる基本目標の達成度及び施策の評価に関すること。
- (3) 振興計画に基づく事業実施に関すること。
- (4) その他、振興計画の推進に関すること。

(組織及び任期)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会津美里町観光協会
- (3) 会津美里町商工会
- (4) 会津美里町振興公社
- (5) 観光関係者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会には、委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長並びに副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、委員長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席によって会議を開くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の報償)

第7条 推進協議会の委員にかかる報償は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 推進協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

別表(第7条関係)

区分	金額 (1回当り)	備考
第3条第2項第1号で定める委員	20,000円	ただし役職上報償を受領できない者を除く。
第3条第2項第2号から6号で定める委員	3,000円	1回当り(半日間)